

定 款

令和4年6月17日変更

TEAC CORPORATION

ティアック株式会社

ティアック株式会社定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、ティアック株式会社と称し、英文では TEAC CORPORATION と記載する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子・電気機器および電子・電気通信機器の製造、販売ならびに賃貸。
2. 精密機械器具および光学機械器具の製造、販売ならびに賃貸。
3. 情報・知識・教育に関する記録再生媒体の制作および製造、販売ならびに賃貸。
4. 医用電子・電気機器および医療用機械器具の製造、販売ならびに賃貸。
5. 環境衛生設備機器の製造、販売ならびに賃貸。
6. コンピューターシステムおよびプログラムの開発、提供ならびに情報ネットワークによる情報処理提供業務。
7. 家庭用電化製品および家具、木工、日用品雑貨の製造ならびに販売。
8. 視聴覚機器とその媒体および楽器、音楽関係各種機械器具の制作、製造ならびに販売。
9. 上記各号に関連する研究、開発、調査ならびに工業所有権に関する受託業務。
10. 上記各号に関連する輸出入販売業務および貨物運送業、倉庫業ならびに海外商取引の代理業務。
11. 中古物品の買取、販売ならびに賃貸。
12. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理。
13. 各種スポーツ施設、娯楽施設の経営および飲食店の経営ならびに旅行斡旋業。
14. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務。
15. その他上記各号に附帯する一切の業務。

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都多摩市に置く。

第 4 条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。

②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、4千万株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第 11 条（株式取扱規則）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 12 条（基準日）

当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条（招 集）

当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要があるごとに、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従って、他の取締役がこれを招集する。

第 14 条（議 長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従って、他の取締役がこれにあたる。

第 15 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人とし、その議決権行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

第 19 条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

②取締役の選任については、累積投票によらない。

第 20 条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条（役付取締役および代表取締役）

取締役会は、その決議によって、役付取締役として、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。

②会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって、役付取締役のなかから選定する。

③取締役会の決議によって、必要に応じ、相談役または顧問を定めることができる。

第 22 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従って、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②前項にかかわらず、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。

第 25 条（業務執行の決定の取締役への委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第 26 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 28 条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について会社法第 426 条第 1 項に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

第29条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第30条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第31条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第32条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 34 条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払うものとする。

第 35 条（支払期間）

配当金が、その支払開始の日より満 3 年を経てなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。

②未払の配当金には、利息をつけない。

附則

第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除および監査役と締結済の責任限定契約については、なお、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 31 条に定めるところによる。

第 2 条（電子提供措置等に関する経過措置）

変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。

③本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。